

今年度の専門家派遣の枠を拡充しました！

経営課題解決のための

専門家派遣制度のご案内

京都産業21では長引く景気の低迷の中、金融円滑化法の期限到来など年度末に向けてより厳しい経営環境にある**京都府内の中小企業の皆様**の経営改善や経営体質の強化等へ取り組みのため、ご好評いただいております専門家派遣の**事業枠を拡充**しました。

専門家の支援を得て自社の経営課題の解決にご利用ください。

例えば・・・



専門家派遣制度とは

経営の向上を目指す意欲のある**京都府内の中小企業者や創業者**が抱えている経営・技術等の諸問題に対して、幅広い分野の民間専門家が**具体的で適切な診断助言**を行うことによって、問題解決に役立てていただきます。

診断・助言を受ける分野

次のような分野があります。これ以外の分野についても相談ください。

経営	経営方針、経営計画、経営組織
財務	財務分析、利益計画、設備投資計画、原価管理、資金調達
販売	仕入・販売計画、商品管理、店舗設計
労務	従業員教育、人事給与、就業規則、福利厚生
技術	技術開発、製品開発、工程管理、品質管理 (機械、金属、化学、電気・電子、繊維、デザイン etc.)
創業	会社設立、事業計画、設備計画、販路・受注開拓
その他	特許、コンピュータ活用、環境管理 など

派遣の方法



京都府内の中小企業者の皆様からの依頼内容を検討し、解決に最も適切な専門家が企業に出向き、診断助言します。また、必要に応じて担当職員等による現地調査、専門家と同行する場合があります。なお、専門家には、診断助言上知り得た企業の秘密は厳守しなければならない守秘義務がありますので、安心して何でもご相談ください。

必要な費用

専門家の派遣に要する費用（謝金・旅費）の3分の2を 京都産業21が負担いたします。したがって、企業の負担は1回につき、

(謝金8,000円) + (旅費の3分の1)

となります。

※但し、初回の派遣日まで負担金のお振込みがない場合、派遣を見送らせていただきます

申込方法

京都産業21 お客様相談室、北部支援センター、けいはんな支所までご相談のうえ、「専門家派遣申請書」をご提出ください。（申請書は財団にございます）

申込受付期間

平成25年3月1日(金)まで！！

（但し、予定数に達した時点で終了となります。予めご了承願ください。）

派遣実施期間

財団が派遣決定をした日から平成25年3月15日(金)まで。

派遣回数

1回の申請につき、**8回までの派遣**を目安とします。

※派遣回数についてはご相談に応じますが、予定枠に達した時点で終了となりますので予め、ご了解ください。

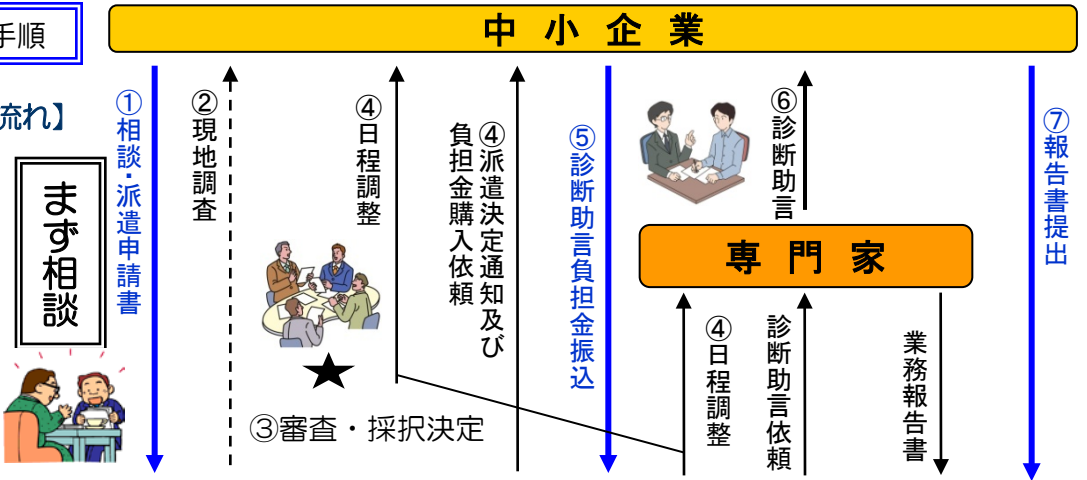
派遣する専門家

財団登録専門家(財団ホームページで紹介しています)

※このほかに課題解決に応じた専門家についてご相談に応じます。

事務手続きの手順

【事務手続きの流れ】



公益財団法人京都産業21

- ① 貴社の経営、技術、情報化等に関する問題点について、ご相談ください。
- ② 必要に応じて担当者が貴社を訪問し、現地調査を行う場合があります。
- ③ 京都産業21で申請内容を審査し、専門家の派遣を決定します。
- ④ 京都産業21において日程の調整を行い、決定通知及び派遣費用負担金の納入依頼文を送付します。
- ⑤ 納入依頼書到着後、第1回の派遣時までには派遣負担金をお振込みください。
(初回派遣時までにお振込が無い場合は派遣を見送らせていただきます。)
- ⑥ 負担金の入金確認が出来次第、専門家派遣による診断助言を実施します。
- ⑦ 派遣終了後、5日以内に報告書を提出してください。

ホームページでは、登録専門家の紹介もしております。

<http://www.ki21.jp/information/specialist/dispatch/index.htm>

相談・申込窓口

公益財団法人京都産業21 お客様相談室
 京都市下京区中堂寺南町134
 (京都府産業支援センター内)
 TEL:075-315-8660
 FAX:075-315-9091
 URL : <http://www.ki21.jp>
 E-mail : okyaku@ki21.jp

北部支援センター 京都府京丹后市峰山町荒山225
 (丹後・知恵のものづくりパーク)
 TEL:0772-69-3675 / FAX:0772-69-3880
 URL : <http://www.ki21.jp/hokubu/>

けいはんな支所 京都府相楽郡精華町光台1丁目7
 (けいはんなプラザ ラボ棟6階)
 TEL:0774-95-5028 / FAX:0774-98-2202
 URL : <http://www.ki21.jp/keihanna/>

